

被用者年金制度一元化による財政影響について

(本年2月に公表された厚生年金についての暫定試算をベースとした粗い試算)

被用者年金制度一元化の法案では、①将来の保険料率計画、②一元化時点における積立金について、

① 共済年金の1・2階部分保険料率を今後、引き上げ、将来的に厚生年金の保険料率に統一する。

(1～3階部分保険料率から厚生年金と同じ0.354%ずつ引き上げ、公務員は平成30年、私学は平成39年に統一(2ページ参照))

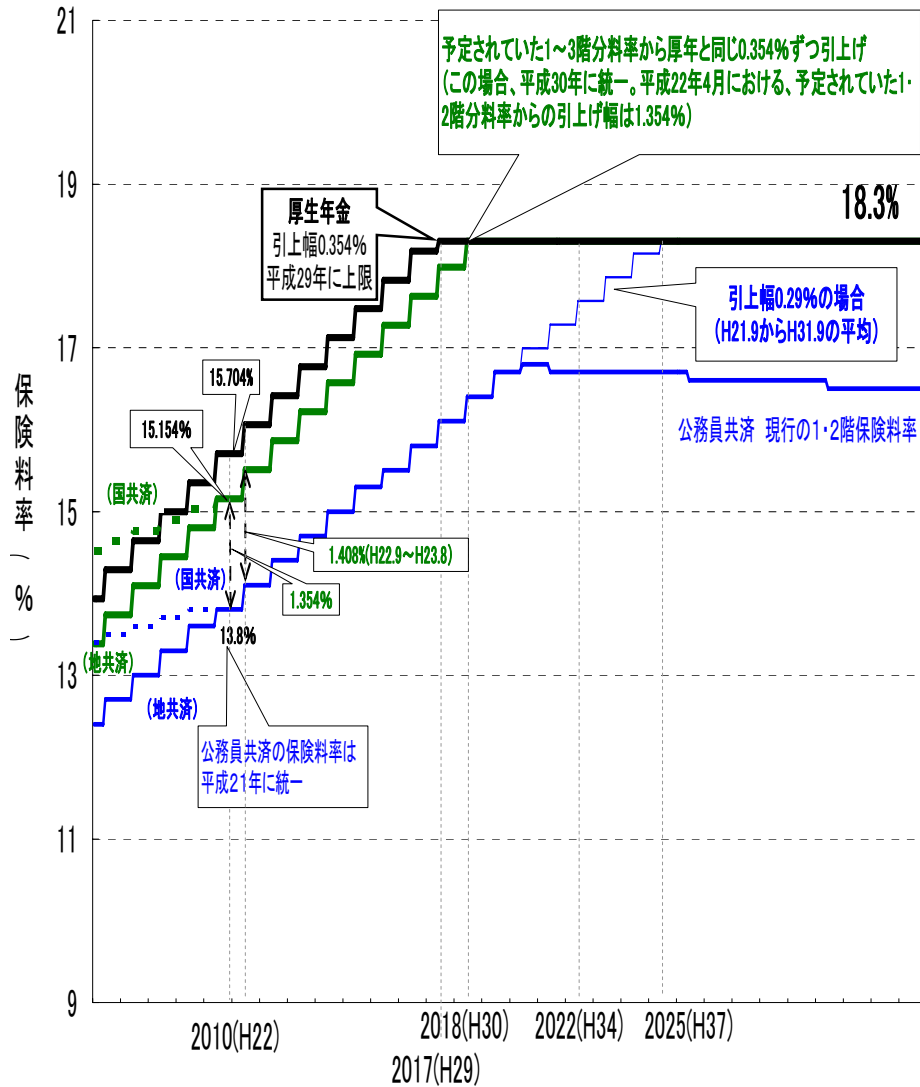
② 一元化時点における共済の1・2階部分積立金は、厚生年金での積立比率と同じになるように仕分ける。

$$\frac{\text{共済における1・2階積立金}}{\text{共済における1・2階支出}} = \frac{\text{厚生年金における積立金}}{\text{厚生年金における支出}}$$

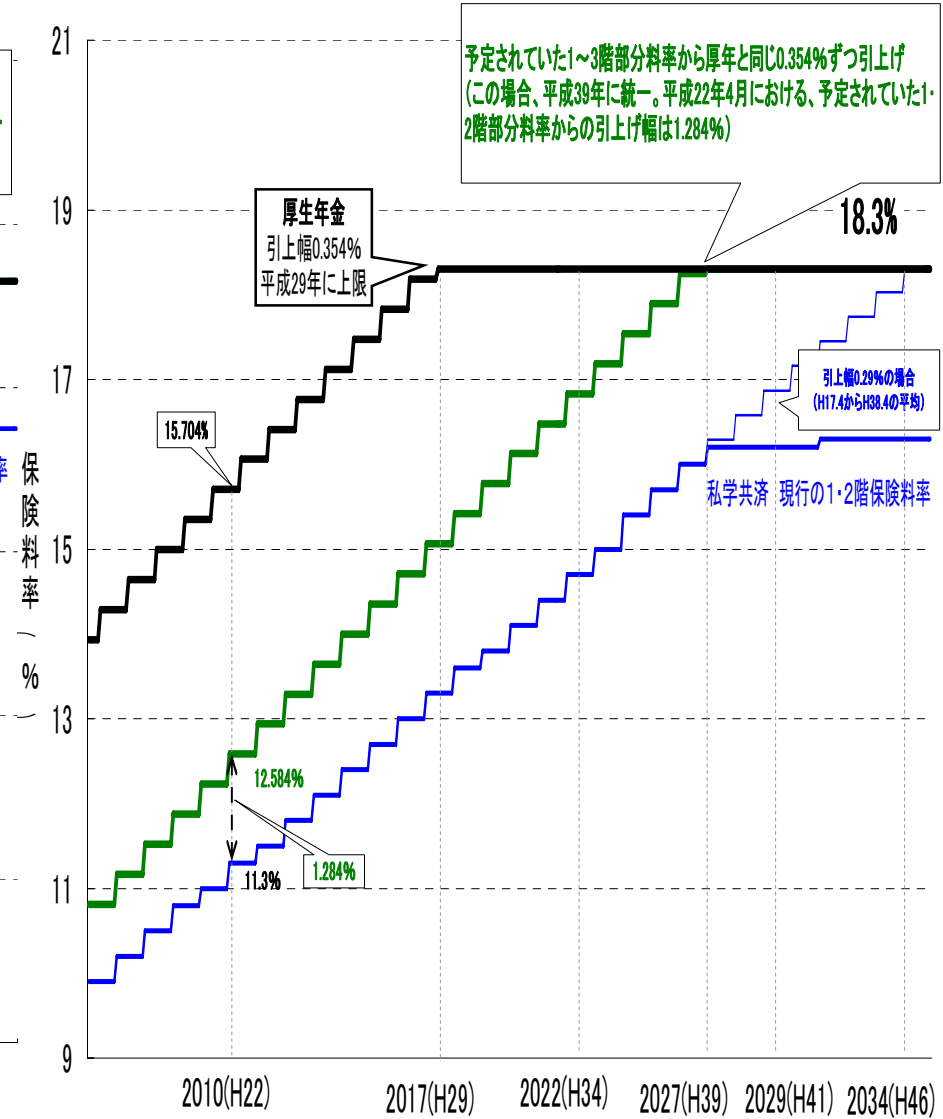
と規定されているため、将来の人口・経済についての前提を置けば、将来的な給付水準(所得代替率)が算出されることとなる。

保険料水準の統一スケジュール

(公務員共済)

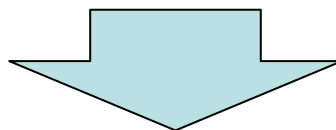


(私学共済)



旧厚生年金における暫定試算ベースでの所得代替率は、

51.6% (2026年度～)



公務員共済・私学共済を含む一元化後の新たな厚生年金において、同様の前提で算出した場合の所得代替率は、

51.8% (2026年度～) ※

※ 基礎年金勘定積立金の影響も含まれている。ここで、基礎年金勘定積立金とは、昭和61年3月以前に国民年金の任意加入者が拠出した保険料に係る積立金のことであり、平成21年度末時点における一元化後の1・2階共通財源に供される額は1.4兆円となる。

(注) 経済前提が「基本ケース」の場合

最終的な所得代替率を51.6%とした場合の各主体別に見た1・2階部分の財政状況

(単位:兆円)

	旧厚生年金	公務員共済	私学共済	計
2100年度積立度合	1.0	5.7	22.3	1.8
2100年度初積立金	170	146	50	366
仕分け後の積立金 ①	166	28	1.7	196
支出現価－保険料現価 ②	166	25	0.4	192
①と法定保険料率による保険料で 将来の支出を賄うにあたっての過不足 ①－②	0.0	3.2	1.3	4.5

(注1) 1・2階共通財源以外の積立金(公務員共済20兆円、私学共済2.0兆円)については、
3階の過去期間支出現価(公務員共済17兆円、私学共済0.8兆円)、
保険料率を法定水準から軽減するための費用(公務員共済:最大3兆円、私学共済:最大0.5兆円)、
等に活用

(注2) 基礎年金勘定積立金反映前であり、拠出金・交付金のしくみは考えないとした場合

(注3) ①、②は、平成21年度末時点での評価

(注4) ここでの支出は公経済負担分等を控除したいわゆる社会保険料を財源とする分(2100年度初の支出1年分の積立金の現価相当額を加算)

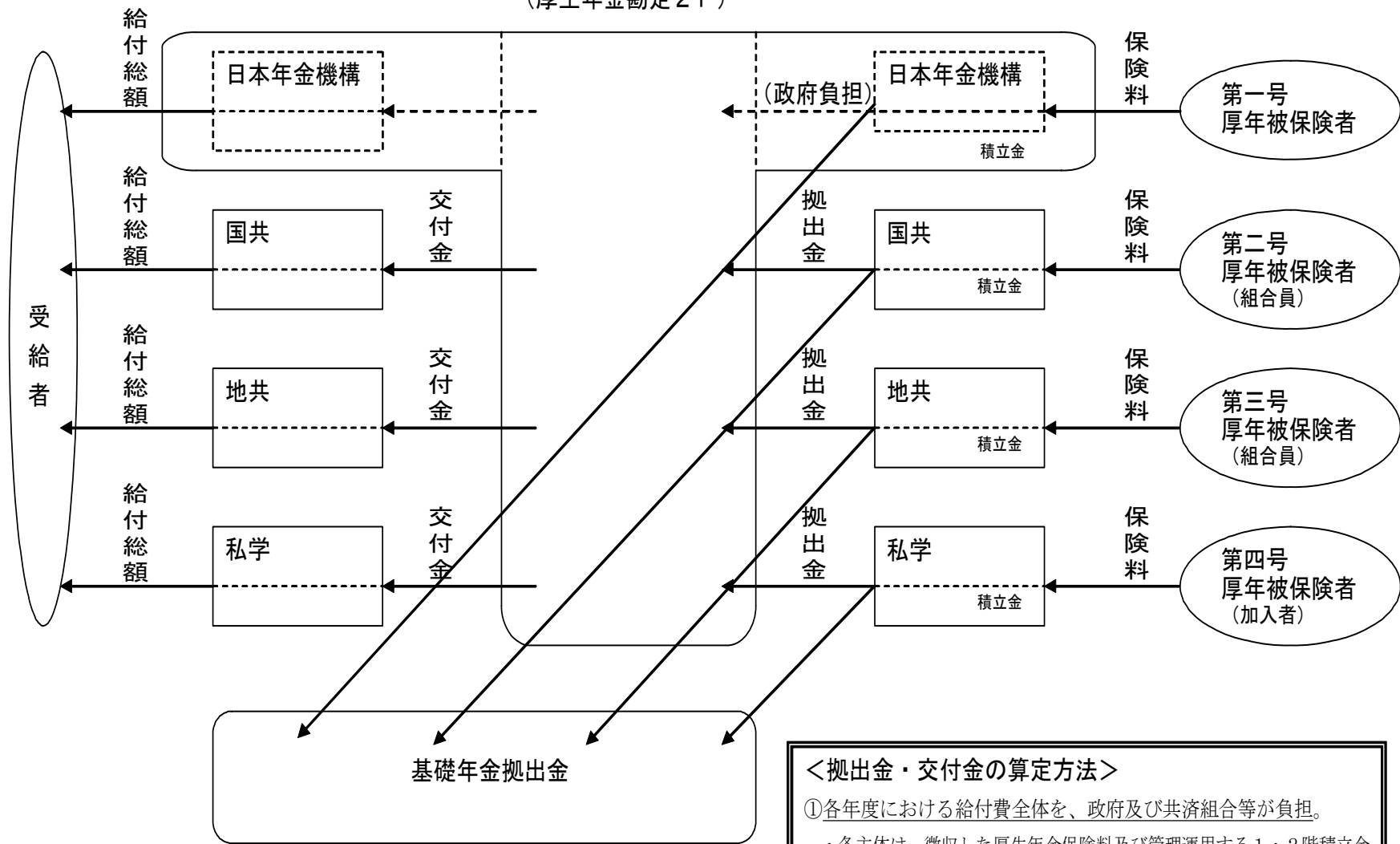
(注5) 「①－②」の計4.5兆円は、2100年度積立度合が1.0を超える分の積立金168兆円(=366兆円×0.8/1.8)に対応

4.5兆円 × 37倍(2100年度までの4.1%等による累積複利) = 168兆円

被用者年金制度一元化後の拠出金・交付金のしくみ

(イメージ)

(厚生年金勘定 2 F)



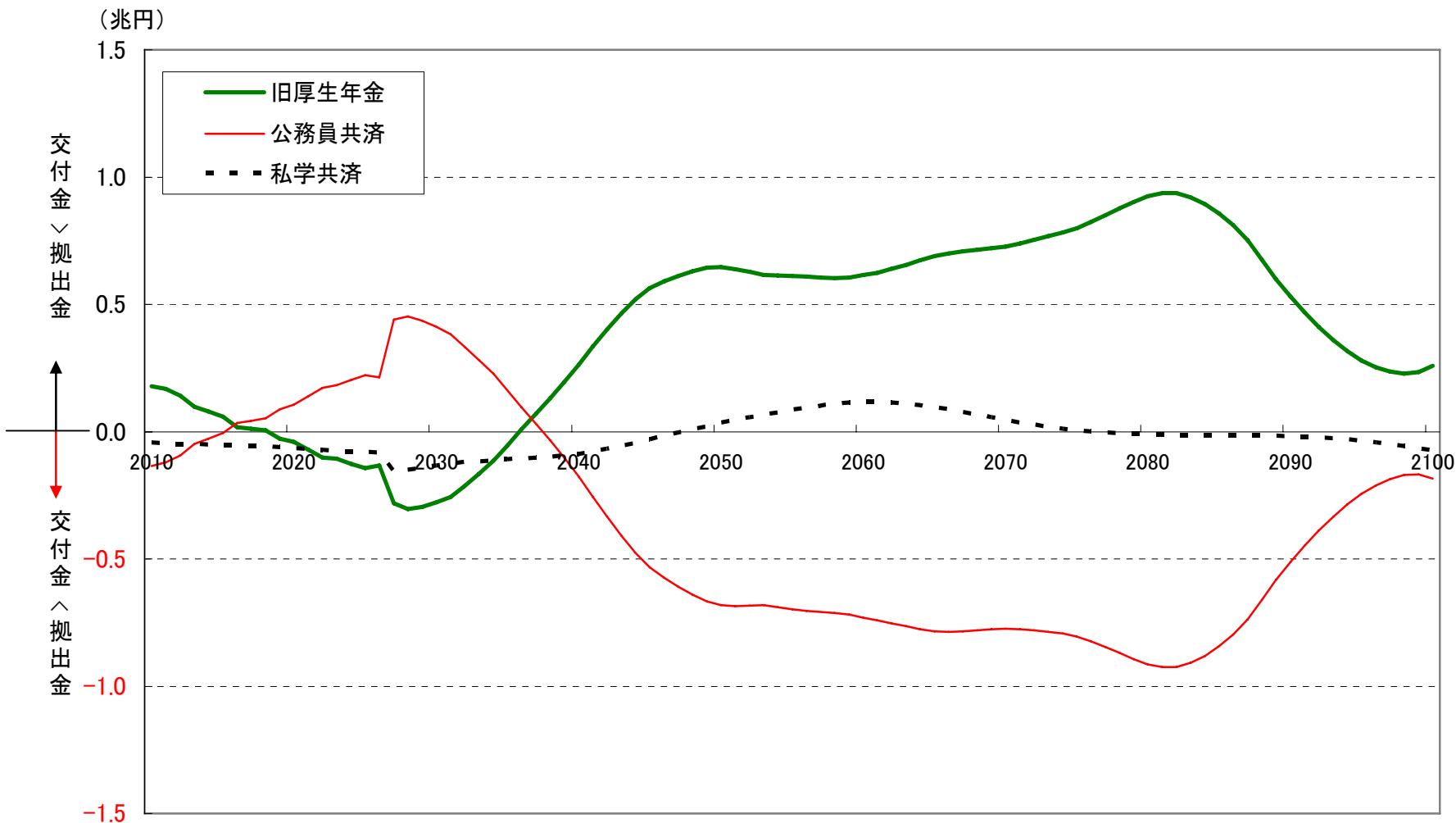
(基礎年金勘定 1 F)

<拠出金・交付金の算定方法>

- ①各年度における給付費全体を、政府及び共済組合等が負担。
 ・各主体は、徴収した厚生年金保険料及び管理運用する1・2階積立金に応じて負担（各主体の標準報酬総額及び積立金残高で按分）。
 ・激変緩和措置として、当分の間、支出費按分も取り入れる。
- ②共済組合等の負担分は、拠出金として特別会計の厚生年金勘定に計上。
- ③政府は民間分を支給。公務員等分は共済組合等に交付金を交付。

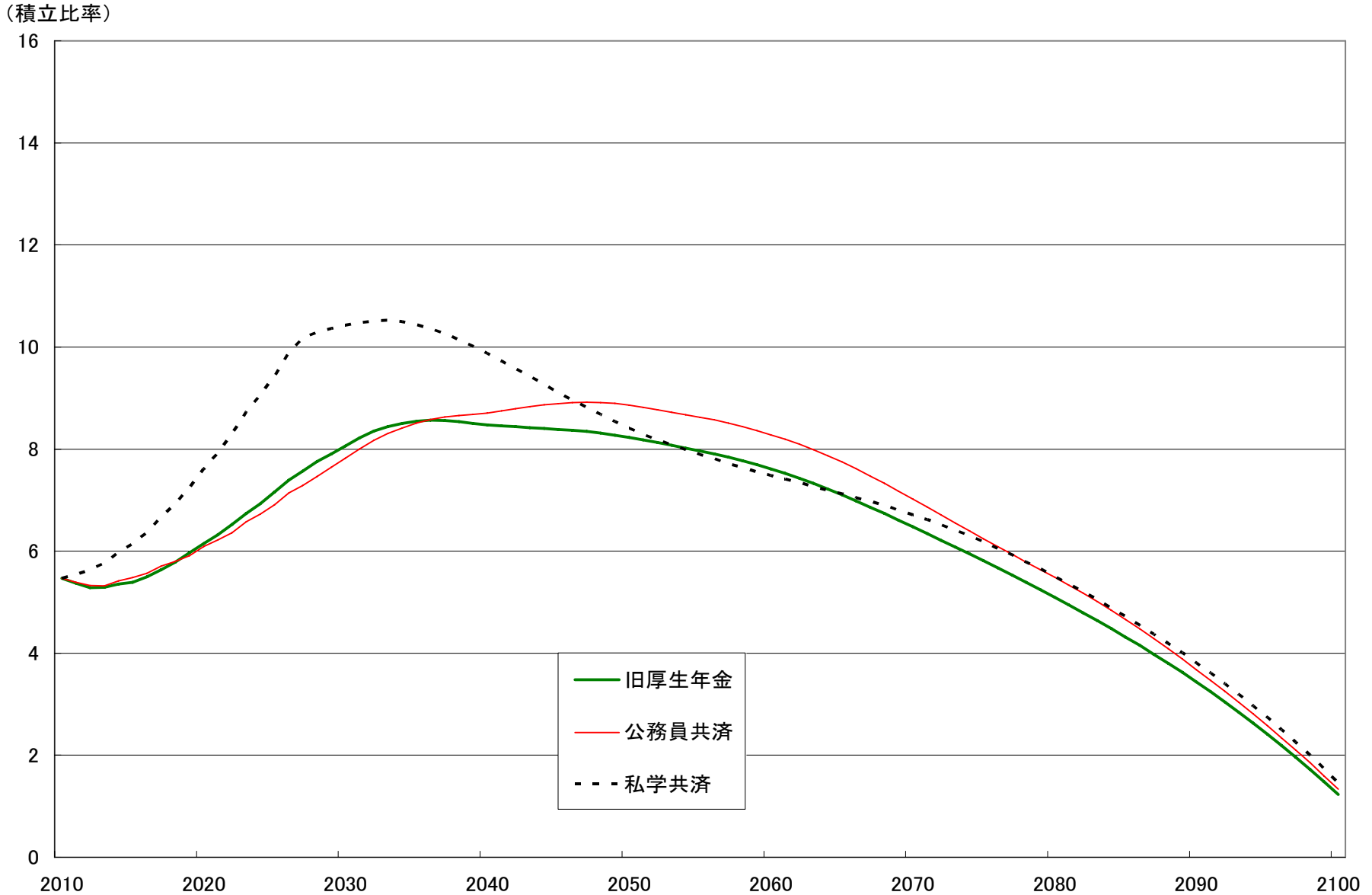
見込額を基に算定し、翌々年度に実績値で精算（政令委任）

被用者年金制度一元化後における各主体別に見た「交付金－拠出金」の推移



(注) 毎年度支出(公経済負担分等を控除したいわゆる社会保険料を財源とする分のうち事務費を除く分)を「報酬割(保険料率差調整後)80:前年度末積立金割20」50%:支出割50%(17年間)で各主体が負担することとした場合の交付金から拠出金を控除した額の推移を示している

被用者年金制度一元化後における各主体別に見た積立比率の推移



(注) 毎年度支出(公経済負担分等を控除したいわゆる社会保険料を財源とする分のうち事務費を除く分)を「報酬割(保険料率差調整後)80:前年度末積立金割20」50%:支出割50%(17年間)で各主体が負担することとした場合の積立比率の推移を示している

(別紙)

最終的な所得代替率を51.6%とした場合の各主体別に見たバランスシート的な財政状況

(平成21年度末時点での評価)

	旧厚生年金	公務員共済 1・2階部分	私学共済 1・2階部分												
	<table border="1"><tr><td>支出現価</td><td>保険料現価</td></tr><tr><td></td><td>積立金</td></tr></table>	支出現価	保険料現価		積立金	<table border="1"><tr><td>支出現価</td><td>保険料現価</td></tr><tr><td></td><td>積立金</td></tr></table>	支出現価	保険料現価		積立金	<table border="1"><tr><td>支出現価</td><td>保険料現価</td></tr><tr><td></td><td>積立金</td></tr></table>	支出現価	保険料現価		積立金
支出現価	保険料現価														
	積立金														
支出現価	保険料現価														
	積立金														
支出現価	保険料現価														
	積立金														
仕分け後の積立金 ①	166兆円	28兆円	1.7兆円												
支出現価－保険料現価 ②	166兆円	25兆円	0.4兆円												
①と法定保険料率による保険料で 将来の支出を賄うにあたっての過不足 ①－②	0.0兆円	3.2兆円	1.3兆円												

(注1) 基礎年金勘定積立金反映前であり、拠出金・交付金のしくみは考えないとした場合

(注2) ここでの支出は公経済負担分等を控除したいわゆる社会保険料を財源とする分(2100年度初の支出1年分の積立金の現価相当額を加算)